

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則

令和3年12月22日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公正公平な市政の確保に関する条例（令和3年津市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）第2条第1項第4号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている者、当該許認可等の申請をしている者及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである者
- (2) 補助金等（津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている者、当該補助金等の交付の申請をしている者及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである者
- (3) 立入検査又は監査（法令（津市行政手続条例第2条第1項第2号に規定する法令をいう。以下同じ。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける者
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び津市行政手続条例第2条第1項第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき者
- (5) 行政指導（津市行政手続条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者
- (6) 契約（本市が当事者となる契約をいう。以下同じ。）に関する事務 当該契約を締結している者、当該契約の申込みをしている者及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである者

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった者

が、異動後引き続き当該職務に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職務に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職務に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（職員が遵守すべき倫理原則）

第4条 職員（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）は、条例第4条第1項に規定する職員の責務を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 全体の奉仕者であり、一部の市民に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、真摯に職務に取り組むこと。
- （2） 職務上知り得た秘密を適正に管理し、公正に職務を遂行すること。
- （3） 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いないこと。

- 2 職員は、条例第4条第2項に規定する職員の責務を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 社会規範及び法令等を遵守し、公正公平な市政の遂行に対する市民の理解と協力を得られるように努めること。
- （2） 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招く行為をしないように真摯に行動すること。
- （3） ソーシャルメディアの私的利用は慎重な発信を心掛け、事実と反する情報や単なる噂の拡散への加担は厳に慎むこと。

（禁止行為）

第5条 職員は、公正な職務の遂行に関して市民の疑惑や不信を招くことのないようにするため、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1） 通常の範囲を超えて利害関係者と繰り返し接触すること。
- （2） 利害関係者と旅行（公務のための旅行を除く。）、ゴルフ又は遊技を行うこと。
- （3） 利害関係者から私的利益のために有利な情報提供を受けること。

- (4) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (5) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 自己の費用負担を伴わずに利害関係者と飲食を共にすること。
- (8) 適正な対価を支払わずに、利害関係者から不動産若しくは物品の貸付け又は役務の提供を受けること。
- (9) 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借を行うこと。
- (10) 本来自らが負担すべき債務を利害関係者に負担させること。
- (11) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (12) 利害関係者から報酬を得て講演又は講義を行うこと。
- (13) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

（禁止行為の例外）

第6条 前条の規定にかかわらず、公正な職務の遂行に関する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 職務として出席した会議、会合等において、利害関係者から簡素な飲食物（酒類を除く。）又は茶菓の提供を受けること。
- (2) 多数の者が出席する会食の場合（飲食物が提供される会合であつて、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。）において、利害関係者から飲食物の提供を受けること又は利害関係者と飲食を共にすること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用し、又は茶菓の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (5) 社会通念上儀礼の範囲内において、祝儀、香典、供花その他これに類するものの贈与を受けること。

（利害関係者以外の者との間の禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、公正な職務の遂行に関して市民の

疑惑や不信を招くことのないようにするため、社会通念上相当と認められる程度を超える場合においては、第5条各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった者にその者の負担として支払わせてはならない。

(コンプライアンス責任者)

第7条の2 職場におけるコンプライアンスの推進を図るため、各課等にコンプライアンス責任者(以下この条において「責任者」という。)を置き、責任者には各課等における所属長をもって充てる。

- 2 責任者は、各課等において次に掲げる事項を処理するものとする。
 - (1) 所属の職員の職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守のための研修及び相談対応に係る体制の整備を行うこと。
 - (2) 所属の職員に対し、職務に係る倫理の保持並びに社会規範及び法令等の遵守に関する指導及び助言を行うこと。
 - (3) その他コンプライアンスの推進に関すること。

(要望等の記録等)

第8条 職員は、条例第7条第2項の規定に基づき、市政の透明性を確保するため、次に掲げる要望等以外の要望等の内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

- (1) 公式又は公開の場で発言された要望等で議事録その他これに類するものに記録される要望等
- (2) 単なる問い合わせ又は事実関係の確認に過ぎないことが明白な要望等
- (3) その場で用件が完了し、改めて対応等の必要がない要望等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市政の透明性を確保するために記録する必要が認められない軽微な要望等

- 2 職員は、要望等を受けるときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望等を行った者(以下「要望者」という。)に要望等を記録した内容の確認を求めるように努めるものとする。

- 3 職員は、記録した要望等の内容が次に掲げる事項に該当する場合は、要望等報告書(第1号様式)により直ちに内部統制担当理事を経由して市長に報告しなければならない。ただし、内部統

制担当理事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 公職者（国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは他の地方公共団体の長又はこれらの者の秘書その他これらの者の活動を補佐する者をいう。）又は各種団体からの要望等であつて、契約、発注等の公共調達に関すること、事務事業の実施決定に関すること、許認可等に関すること又は採用、人事等に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

（記録した要望等の公表）

第9条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けた要望等については、条例第7条第3項の規定により当該要望等の概要を公表するものとする。

2 要望等の公表に当たっては、氏名、住所等の要望者が特定される情報は、公表しないものとする。

（不当要求行為への対応）

第10条 職員は、職務の遂行に関し、不当要求行為を受けたとき、又は不当要求行為に関する事案の発生を知ったとき、若しくはその発生のおそれがあると認めるときは、直ちにその内容を記録し、所属長に報告しなければならない。この場合において、職員は、証拠保全のため、その内容を録音し、又は録画することができる。

2 所属長は、所管の業務に関して不当要求行為の発生を知ったとき、又はその発生のおそれがあると認めるときは、不当要求行為発生報告書（第2号様式）により速やかに内部統制担当理事に報告するものとする。この場合において、当該不当要求行為が緊急性の高い事案であるときは、直ちに口頭により内部統制担当理事に報告するとともに、警察その他の関係行政機関に通報するなどの措置を講ずるものとする。

3 内部統制担当理事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が本市の公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、第19条第1項の規定に基づき設置する津市公正職務推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

4 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、必要に応じて内部統制担当理事を経由して所属長に対し、対策を指示するものとする。

5 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為の行為者（以下「行為者」という。）に対して警告する必要があると認めるときは、市長に報告するものとする。

（不当要求行為の行為者への対応）

第11条 市長は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、条例第8条第3項の警告を行うも

のとする。

2 条例第8条第3項の警告は、警告書（第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、条例第8条第4項の規定による公表を行ってもなお行為者による不当要求行為が引き続き行われる場合は、当該不当要求行為を排除するために必要な法的措置を講じなければならない。

（職員への配慮等）

第11条の2 市長は、不当要求行為により、職員が職場内外において被害を受けることがないように必要な配慮を行うとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、被害を受けた職員に対し、関係機関への連絡等の必要な援助を行わなければならない。

2 職員から不当要求行為に関する相談等を受けた者並びに委員会の委員長、副委員長及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の厳守を徹底しなければならない。

3 市長は、不当要求行為に関する相談を行ったこと等を理由として、職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

（意見を述べる機会の付与）

第12条 市長は、条例第8条第4項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表の対象となる行為者（以下この条において「対象者」という。）に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 市長は、前項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、対象者に対し、意見聴取通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、対象者に対し、陳述書（第5号様式）の提出を求めるものとする。ただし、市長が口頭で行う必要があると認める場合は、この限りでない。

4 市長は、対象者が提出期限までに陳述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱うものとする。

（不当要求行為防止対策責任者）

第13条 職場における不当要求行為の防止等に係る取組の推進を図るため、各課等に不当要求行為防止対策責任者（以下この条において「責任者」という。）を置き、責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 責任者は、各課等において次に掲げる事項を処理するものとする。

（1） 所属の職員と協力し、不当要求行為に対する組織的な対応を講ずること。

(2) 不当要求行為に係る情報を所属の職員に周知すること。

(3) その他不当要求行為の防止等に係る取組の推進に関すること。

(公益通報の方法)

第14条 職員等は、本市の事務事業に関し、次に掲げる事実があると思料するときは、内部統制担当理事に対して、文書（電子メールを含む。）又は面談その他適切な方法により公益通報をすることができる。

(1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある事実

(2) 人の生命、身体若しくは財産の保護又は環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるおそれのある事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事務事業に関する違法又は不当な事実

2 職員等は、公益通報をするときは、原則として実名により行わなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当すると思料する事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。

3 職員等は、他人に損害を与える目的その他の不正な目的で公益通報をすることはできない。

(公益通報の取扱い)

第15条 内部統制担当理事は、公益通報があったときは、その内容を聴取し、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報に係る趣旨の確認に努めなければならない。

2 内部統制担当理事は、公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しないことができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる事実には該当しないことが明らかな場合

(2) 他人に損害を与える目的その他の不正な目的によるものであることが明らかな場合

(3) 公益通報者に通報の内容について説明を求めても当該公益通報に係る行為を行った者又は当該公益通報の内容を把握できない場合

(4) 関係部局が当該公益通報の対象となった事実適切に対応していることが確認できた場合

(5) 過去に行われた同一の公益通報者からの同一の趣旨の公益通報である場合

3 内部統制担当理事は、公益通報を受理したときは、委員会に報告しなければならない。

4 内部統制担当理事は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しなかったときは受理しなかった旨及びその理由を、公益通報者に対して通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(公益通報の調査)

第16条 委員会は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を速やかに開始しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、調査の対象となる関係部局の部長等に調査を依頼することができる。

3 職員等及び公益通報者は、委員会の調査に協力しなければならない。
(調査結果の報告等)

第17条 委員会は、調査の結果、当該公益通報に該当する事実があると認めるときはその旨を、当該公益通報に該当する事実がないと認めるとき、又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、任命権者に報告するものとする。

2 委員会は、調査の結果を調査結果報告書（第6号様式）により公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

3 任命権者は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行い、違法又は不当な事実があると認めるときは、違法行為等を是正し、及び再発を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該関係者に対して処分その他必要な措置を講ずるものとする。

(公益通報者の保護)

第18条 任命権者は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

(委員会の設置等)

第19条 不当要求行為、公益通報等があった場合に対処するため、委員会を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為に関すること。
- (2) 公益通報に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

(委員会の構成等)

第20条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1号に規定する副市長を、副委員長には内部統制担当理事をもって充て、委員には政策財務部長、危機管理部長、総務部長、上下水道管理局长、消防次長及び教育委員会事務局教育総務部長その他委員長がその都

度必要と認める職員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見等を聴き、又は関係職員の説明等を求めることができる。

7 委員長、副委員長及び委員は、公益通報の内容が自己に関係するものであるときは、委員会の議事に参与することができない。

8 委員会の庶務は、内部統制室において処理する。

(公表の方法)

第21条 条例第7条第3項及び第8条第4項の規定による公表は、本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(違反に対する処分等)

第22条 任命権者は、職員が条例又はこの規則の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行うものとする。

2 任命権者は、違反行為があつたと認めるときは、その程度に応じて、その職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第19号抄）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規則第37号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第11号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 7 日規則第 6 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 1 日規則第 37 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）
第1号様式（第8条関係）

要望等報告書

年 月 日

（宛先）津市長

部 課（室）

職名

氏名

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

日	時		
場	所		
方	法	☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ）	
対 応 者	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
要 望 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		
要望等の概要			
備 考			

第2号様式（第10条関係）

第2号様式（第10条関係）

不当要求行為発生報告書

年 月 日

（宛先）内部統制担当理事

所属長

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時			
発 生 場 所			
対 応 者		職 名	氏 名
		職 名	氏 名
相 手 方	住 所		（不詳の場合）
	職 業		身長約 cm
	氏 名		体格 肥満型・中肉・ やせ型・がっちり型
	年 齢		
	連 絡 先		年 齢 歳くらい
発 生 事 実	目 的		
	状 況		
対 応 状 況			
被害の有無			
そ の 他			

第3号様式（第11条関係）
第3号様式（第11条関係）

警 告 書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公正公平な市政の確保に関する条例第8条第3項の規定により、次のとおり警告します。

なお、この警告を行った後も、当該警告の原因となった不当要求行為を中止しない場合は、同条第4項の規定により、あなたの氏名等を公表することがあります。

警告の原因となる事実	
警 告 の 内 容	

第4号様式（第12条関係）
第4号様式（第12条関係）

（表）
意見聴取通知書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる機会を付与しますので通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条項	津市公正公平な市政の確保に関する条例第8条第4項
陳述書の提出期限	
備考	※ 口頭による意見の聴取を行う場合に記載すること。 本件については、口頭による意見の聴取を行いますので、次のとおり出頭してください。 1 出頭すべき日時 2 出頭すべき場所

（注） 意見の聴取についての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

意見の聴取に関する留意事項

- 1 陳述書には、あなたの住所及び氏名、日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載してください。
なお、口頭により意見の聴取が行われる場合は、陳述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類を提出することができます。
- 3 提出期限までに陳述書の提出がないとき（口頭により意見の聴取が行われる場合は、意見の聴取期日に出頭しないとき）は、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わり代理人を選任することができます。その場合は、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書類を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

第5号様式（第12条関係）
第5号様式（第12条関係）

陳 述 書

年 月 日

（宛先）津市長

住所
氏名

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	
公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見	
備 考	

（注1） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（注2） 意見の陳述に当たって、証拠を提出するときは、これに添付すること。

第6号様式（第17条関係）
第6号様式（第17条関係）

調査結果報告書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市公正職務推進委員会

年 月 日付けで通報がありました件について、津市公正
公平な市政の確保に関する条例施行規則第17条第2項の規定に基づき、
調査の結果を、次のとおり通知します。

件 名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
内 容	
調 査 結 果	通報事実の有無 ☐ 通報事実あり ☐ 通報事実なし